

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日東精工株式会社			コード	5957
提出日	2023/3/8	異動(予定)日	2023/3/30		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当 なし	
1	塩見 満	社外取締役	○	△															有
2	平尾 一之	社外取締役	○															○	有
3	勝見 九重	社外取締役	○															○	有
4	多賀野博一	社外監査役	○								△								有
5	森田真一郎	社外監査役	○											△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	塩見満氏は過去に当社の業務執行者であったことがあります。	塩見満氏は弁護士としての高度な専門的知見を有しており、企業法務などに関し適確な助言をいただいております。また、独立した立場から当社の経営および業務執行に対する監督機能を果たしており、社外取締役として選任しております。同氏は平成14年7月まで当社に勤務されていましたが、退社後は同氏と当社との間に特記すべき取引はなく、取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	平尾一之氏は多くの団体の筆頭者としての経験と大学教授としての豊富な知見を有しており、技術開発やイノベーションなどに関し適確な助言をいただいております。また、独立した立場から当社の経営および業務執行に対する監督機能を果たしており、社外取締役として選任しております。同氏は取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
3	該当事項はありません。	勝見九重氏は企業の経営戦略としてのメンタルヘルスやワークライフバランスを取り入れた人財コンサルティングを展開されており、当社が目指す人財活性化の実現に向け適確な助言をいただいております。また、独立した立場から当社の経営および業務執行に対する監督機能を果たしており、社外取締役として選任しております。同氏は取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
4	多賀野博一氏は過去に当社の主要な取引先である㈱京都銀行の業務執行者であったことがあります。	多賀野博一氏は2019年5月に㈱京都銀行の常務執行役員を退任されて以降、当社との間に特記すべき取引のない京都クレジットサービス㈱および京銀カードサービス㈱の代表取締役社長を務められており、その経験で培われた企業金融に関する高度な知見を当社の監査業務の健全性・透明性の向上に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。㈱京都銀行は当社の主要な取引先ではありますが、同氏が退任され一定期間が経過し、実質的に一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定しております。
5	森田真一郎氏は過去に当社の主要な株主であるグンゼ㈱の業務執行者であったことがあります。	森田真一郎氏はグンゼ㈱の執行役員を歴任され、現在は同社の監査役を務められており、その豊富な経験と幅広い知見を当社の監査業務の健全性・透明性の向上に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。グンゼ㈱は当社の主要な株主ではありますが、同社と当社との間に特記すべき取引はなく、取引所の規定する独立性基準に抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員に指定します。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。